

トピックス

耐震化を支援します

◆木造住宅耐震診断事業（無料）

【対象】

昭和56年5月31日までに建築（着工を含む。）された木造住宅で、3階建て以下の住宅。店舗などを併設している場合は、延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの。
※母屋のほか、生活できる離れも対象



○リフォーム工事の補助

1棟あたりのリフォームに要する経費の3分の1（上限40万円）
※木造住宅耐震補強工事と同時に、市内に本店・支店・営業所を有する建設業者が施工すること。

※期限内に耐震改修を行った場合、所得税額の控除や固定資産税額の減額があります。

◆ブロック塀の撤去費用補助

【対象】

市内にある道路からの高さが1mを超えるブロック塀などで、道路に面し、地震で倒壊または転倒の危険があるもの。

標準事業費（6千円/㎡）と工事費を比較して低い方の2分の1（上限15万円）



【申込期間】

4月13日（月）～12月28日（月）
※予算に限りがありますので、まずはご相談ください。

※いずれの補助事業も、工事などの契約・着工までに申請が必要です。

○木造住宅耐震補強工事の補助

耐震補強計画に基づく改修工事で、1棟あたりの補強に要した経費の3分の2（上限60万円）、工事費用の※5分の2（上限50万円）、上乗せ補助（上限15万4千5百円）
※設計した年月により補助額が変わります。

トピックス

無許可の廃品回収業者に「ご注意ください」

全国的に無許可の廃品回収業者に関するトラブルが増えていきます。市の許可や委託を受けずに、家庭から出る廃棄物を回収業者が収集し処理することはできません。

廃家電製品などを無料で回収するという業者は、無許可業者の可能性があります。
無許可業者に粗大ごみや廃家電製品などを引き渡すと、法律に基づいた適正な処理の確認ができず、不法投棄などにつながりますので、絶対に利用しないでください。

【トラブルの事例】

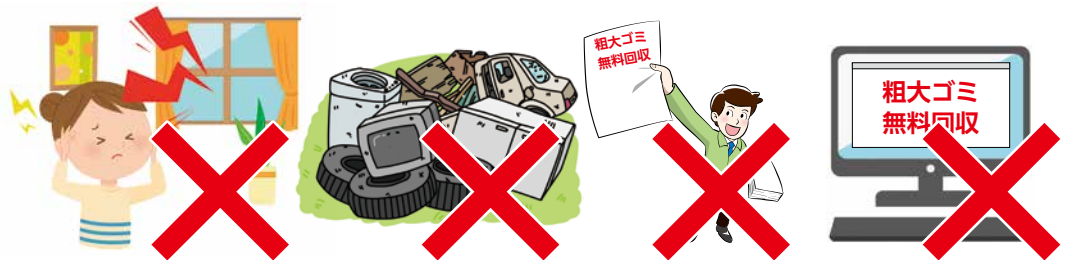
○回収された廃家電製品などが、後日、近所の山林に不法投棄されていた。

○無料だと思って回収を依頼したのに、作業後に運搬費や処理費など高額な料金を請求された。

○依頼していないものまで勝手にトラックに積み、高額な料金を請求された。

無許可の廃棄物回収業者には、以下のような例があります

- 町中を大音量で巡回
- 空き地で回収
- チラシを配布
- インターネットで広告



【申込先・問い合わせ】
住宅課 ☎ 22・07737

FAX 22・07776 ☐ jutaku@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20・10000 FAX 20・22000

☐ haikibutsu@city.iga.lg.jp

広報紙が新しくなりました

月2回発行してきた広報紙は今回から月1回発行となります。

それに伴い、紙面を一新しました。主な変更点は次のとおりです。

◆**広報紙の名前を「広報いが」に変更**
今回のリニューアルに合わせて、広報紙の名前を変更しました。

また、表紙のロゴも手裏剣を使い、忍者市らしいデザインにしました。



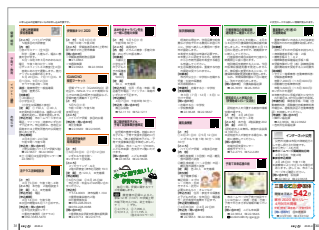
◆**記事ごとに2次元コードを掲載**

2次元コードを掲載し、広報紙を読んで、より詳しく知りたいと思った情報をホームページですぐに確認できるようにしました。スマートフォンなどの2次元コード読み取りアプリで読み込んでください。



◆**お知らせページの項目の変更**

情報を探しやすくなるため、お知らせページの記事を「健康・福祉」「子育て・教育」「イベント・講座」「お知らせ」の4つに分け、項目ごとに色分けしました。



◆**新しいコラムがスタート**

伊賀ブランド「IGAMONNO」や伊賀市若者会議の活動を紹介するコラムを掲載します。(29・34ページ参照)

このほか、子育てに関するページをより見やすくするなど、皆さんに読んでもらえる広報紙となるように工夫しています。今後も親しみやすい広報紙となるよう努めていきます。

【問い合わせ】

広聴情報課

☎22・9636

FAX 22・9617

✉ kouchoujouhou@city.iga.lg.jp

病児・病後児保育室くまさんルーム

病気の回復期にあり、保育所(園)・幼稚園・小学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務などの都合により家庭で保育できないとき、児童を一時的にお預かりする病児・病後児保育室「くまさんルーム」を上野総合市民病院の敷地内に設置しています。

【対象者】

市内在住・在勤の人の子ども

【利用できる病気の範囲】

- 風邪・感染性胃腸炎などの日常的にかかる病気の回復期
- はしか・風疹・水痘・おたふく風邪などの感染症の回復期
- 気管支喘息などの慢性疾患の回復期
- 外傷・火傷などの外科的疾患
- その他医師が利用可能と判断した病気

【利用方法】

前日までに電話またはファックスで予約の上、来所時に次の書類を提出してください。

- ① 医師連絡票(前日または当日に医師の診察を受け記入してもらう)
- ② 伊賀市病児・病後児保育室利用登録申請書兼利用申請書
- ③ 家庭での様子

※①～③の書類は、市内小児科・こども未来課・くまさんルームにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【利用できる日時】

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません。

【利用料金】

- 所得税課税世帯…1,000円/日
- 市民税課税世帯…500円/日
- 市民税非課税世帯…無料

【予約先】

病児・病後児保育室「くまさんルーム」(上野総合市民病院敷地内)
☎22・0192 FAX 22・1124



【問い合わせ】

こども未来課

☎22・9677

FAX 22・9646

✉ kodomo@city.iga.lg.jp